

岐阜県労働力シェア促進交付金支給要綱

(総則)

第1条 県は、新型コロナウイルス感染症等の影響による失業者の増加を抑制し、県内事業者の雇用維持を支援するため、在籍型出向制度を活用し、在籍型出向による人材の受入れを行った事業主に対し、「岐阜県労働力シェア促進交付金」(以下「交付金」という。)を予算の範囲内で支給するものとし、その支給に関しては、この要綱の定めるところによる。

(対象事業主等)

第2条 交付金の支給の対象となる事業主(以下「対象事業主」という。)は、次の各号のいずれにも該当する事業主とする。

- (1) 岐阜県内に事業所を有する企業(農事組合法人、社会福祉法人等の会社法に規定する法人以外の法人を含み、国又は地方公共団体が運営・出資する法人を除く。)又は個人事業主であること。
- (2) 受け入れた人材を岐阜県内の事業所において従事させること。
- (3) 受け入れる人材に係る求人情報は、岐阜県が運営するマッチングサイトに掲載されていたこと、又は産業雇用安定センターで受付がなされていること。
- (4) 出向元と受入先の事業者間で在籍型の出向契約を締結していること。
- (5) 出向する人材は、岐阜県内の事業所からの出向であり、出向元において正社員であること。
- (6) 受け入れた人材の出向期間は、同一年度内において、3月以上であること。
- (7) 出向元と受入先の事業者が、資本的・組織的関連性がないこと。
- (8) 岐阜県税の滞納がない事業主であること。

(欠格事由)

第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、対象事業主となることができない。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 役員等(法人にあっては役員及び使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者(営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。))をいう。以下同じ。)を、個人にあってはその者及び使用人をいう。以下同じ。)が暴力団員であるなど、暴力団がその経

営又は運営に実質的に関与している個人又は法人

- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人
- (5) 役員等が、その属する法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人
- (6) 役員等が、暴力団員又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人

(交付金の額)

第4条 交付金の額は、出向契約の成立1名当たり5万円とする。ただし、同一年度内における1事業主当たりの支給総額は50万円以内とする。

(支給申請)

第5条 交付金の支給を受けようとする対象事業主は、別記様式1による申請書に当該申請書において定める書類を添えて、知事に申請しなければならない。

2 前項の申請書の提出期限は、受け入れた人材の出向期間が3月を経過した日、3月以上の出向期間がある出向契約を事業主間で締結した日から30日を経過した日又は当該年度の3月10日のいずれか早い日とする。

(交付決定及び交付)

第6条 県は、前条の規定により交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは交付決定し、その旨を別記様式2により申請者に通知するとともに、交付金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 県は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、交付金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 申請者が虚偽の申請をしたことが明らかになった場合

(2) 申請書が法令及び本要綱に違反したことが明らかになった場合

(交付金の返還)

第8条 申請者は、前条の規定により交付決定を取り消された場合においては、交付された交付金を県に返還しなければならない。

(加算金及び延滞金)

第9条 対象事業主は、第8条の規定により交付金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る交付金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該交付金の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、対象事業主の納付した金額が返還を命ぜられた納付金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた納付金の額に充てられたものとする。

3 対象事業者は、納付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

4 知事は、第1項及び前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この交付金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

岐阜県知事 様

申請者 所在地
名称
代表者役職
氏名

岐阜県労働力シェア促進交付金交付申請書

次のとおり岐阜県労働力シェア促進交付金の支給を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 出向契約に係る内容

1	人材融通が成立した相手方	住所 名称 代表者 職・氏名
2	合意年月日	令和 年 月 日
3	受入人数	人
4	受入期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
5	交付申請額	円
6	業務内容	

当該年度の岐阜県労働力シェア促進交付金交付実績

<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	(「有」の場合) 交付額	円
----------------------------	----------------------------	--------------	---

2 振込先

振込先		銀行・金庫・信組 農協・信漁連		本店・支店・出張所 本所・支所
	金融機関コード※1		支店コード※1	
	店番※2		預金種類	普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/>
	口座番号			
	フリガナ 口座名義			

※1 金融機関コード、支店コードが分かる場合は記載をお願いします。

※2 振込先をゆうちょ銀行とする方は記載をお願いします。

3 本申請書に係る連絡先

責任者氏名 (フルネーム)		担当者氏名 (フルネーム)	
連絡先	(電話)	(携帯)	
	(E-mail)		

4 交付金交付対象事業者となるための要件確認（□にチェックを入れてください）

・・・原則、すべて該当することが必要です。

- 岐阜県内に事業所を有する企業（農事組合法人、社会福祉法人等の会社法に規定する法人以外の法人を含み、国又は地方公共団体が運営・出資する法人を除く。）又は個人事業主であり、受け入れる人材を岐阜県内の事業所において従事させること。
- 受け入れる人材に係る求人情報は、岐阜県が運営するマッチングサイトに掲載されていたこと、又は産業雇用安定センターで受付がなされていること。
- 出向元と受入先の事業者間で在籍型の出向契約を締結していること。
- 出向する人材は、岐阜県内の事業所からの出向であり、出向元において正社員であること。
- 受け入れた人材の出向期間は、同一年度内において、3月以上であること。
- 出向元と受入先の事業者が、資本的・組織的関連性がないこと。
- 交付金交付対象事業者の欠格事由に該当していないこと。
- 岐阜県税の滞納がない事業主であること。

5 提出書類チェックリスト（□にチェックを入れてください）

- 交付金支給申請書（別記様式1 本書）
- 受入者名簿（別紙1）
- 誓約書（別紙2）
- 事業主間で人材融通したことがわかる契約書等（出向契約書、覚書等）
- 出向期間が同一年度内に3月以上あることが分かる書類（労働契約書、賃金台帳、出勤簿の写し）
- 県税に未納がないことを証明する納税証明書

受入者名簿

No.	氏名	受入期間	業務内容	備考
1		年 月 日 ~ 年 月 日		
2		年 月 日 ~ 年 月 日		
3		年 月 日 ~ 年 月 日		
4		年 月 日 ~ 年 月 日		
5		年 月 日 ~ 年 月 日		
6		年 月 日 ~ 年 月 日		
7		年 月 日 ~ 年 月 日		
8		年 月 日 ~ 年 月 日		
9		年 月 日 ~ 年 月 日		
10		年 月 日 ~ 年 月 日		

令和 年 月 日

岐阜県知事 様

誓 約 書

岐阜県労働力シェア促進交付金の交付申請にあたり、次のとおり誓約します。

<受入れた人材の受入期間が同一年度内で3月を経過する前に申請される事業者のみ>

- ・申請書に記載の受入期間の人材受入れを必ず実施します。

<以下、申請されるすべての事業者>

- ・別記様式1、別紙1、その他提出した書類の記載事項は、事実と相違ありません。
- ・申請の要件を満たしています。交付金の支給後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、交付金の返還に応じるとともに、加算金の支払に応じます。
- ・岐阜県から、検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・申請者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、岐阜県労働力シェア促進交付金支給要綱第3条の規定に該当していません。

住 所
名 称
代表者役職
氏 名

(署名又は記名押印のこと)

別記様式2（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事

岐阜県労働力シェア促進交付金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のありました岐阜県労働力シェア促進交付金については、
次のとおり支給することを決定しましたので通知します。

支給決定金額 金 円